

一般社団法人海みなと蒲郡 車両及びカーシェア利用規程

施行日：令和8年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人海みなと蒲郡（以下「法人」という。）における車両、レンタカー及びカーシェアリングサービス等の利用について必要な事項を定め、安全かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（適用対象）

第2条 この規程は、法人業務に従事する理事、職員、スタッフその他法人が認めた者に適用する。

（利用目的）

第3条 車両等は、法人業務遂行のために利用するものとし、私的利用を行ってはならない。

（利用できる車両等）

第4条 法人業務において利用できる車両等は、自家用車、レンタカー、カーシェアリングサービスその他代表理事が必要と認めた車両等とする。

（運転者）

第5条 車両等を運転する者は、有効な運転免許証を保有し、安全運転を行わなければならない。

2 飲酒、体調不良その他安全運転に支障がある場合は、運転してはならない。

（費用）

第6条 法人業務に必要な車両利用に係る費用は、次の各号により支給又は精算する。

- （1）自家用車利用 1キロメートル当たり30円
- （2）高速道路料金及び駐車料金 実費支給
- （3）レンタカー及びカーシェア利用料 実費支給

（事故等）

第7条 事故、故障その他トラブルが発生した場合は、法令上必要な対応を行うとともに、速やかに代表理事又は担当者へ報告するものとする。

（記録及び精算）

第8条 車両等を利用した場合は、利用日、目的地その他必要事項を記録し、領収書又は利用明細を添付して精算するものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めのない事項は、代表理事が必要に応じて決定する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。